

令和3年12月16日

町立学校配布物の基準について

北広島町教育委員会

配付対象		児童生徒・保護者		
配付物種類		課業時間外の行事・教室等の案内、各種団体の取組紹介・加入募集		
配布元		国・県・町等行政関係 (町教委を除く)	社会教育関係団体 (町から補助金を受けている団体等)	その他
1人1枚の配付	依頼の可否	可	可 ※学校へ事前に電話等で依頼	不可
	持込方法	直接送付(逋送・郵送等)・直接持込 ※学校宛て依頼文・町教委担当課へ控への提出が必要	直接送付(逋送・郵送等)・直接持込 ※学校宛て依頼文・町教委担当課へ控への提出が必要 ※チラシの場合は、可能な限り保護者宛の鑑文を添える	不可
	配布元の仕分け方法	学校ごと	学校ごと ※学校から依頼があればクラスごと	不可
	町教委経由	可	不可	不可
(200枚以内) 据え置き	依頼の可否	可	可 ※学校へ事前に電話等で依頼	可 ※学校へ事前に電話等で依頼
	持込方法	直接送付(逋送・郵送等)・直接持込 ※学校宛て依頼文・町教委担当課へ控への提出が必要	直接送付(逋送・郵送等)・直接持込 ※学校宛て依頼文・町教委担当課へ控への提出が必要 ※事前に撤去期限を確認が必要	直接送付(逋送・郵送等)・直接持込 ※学校宛て依頼文・町教委担当課へ控への提出が必要 ※事前に撤去期限の確認が必要
	町教委経由	可	不可	不可

- ・町教育委員会の後援等の有無に関係なく、この基準を適用します。
- ・「可」と表示されている場合であっても、営利目的、宗教、政治に係るもの、参加費等が高額である、教育的な内容が弱い等と町教育委員会や校長が判断するものは、配付や据え置きの対応できません。
- ・据え置きとは、「掲示コーナー等に置き、興味のある児童生徒や保護者が持ち帰る」ことです。
- ・社会教育関係団体とは、スポーツ少年団、女性会、地域協議会等を想定しています。
- ・その他、町教育委員会や学校の規定や指示がある場合は、それらに従ってください。